

おくやみ ハンドブック

南城市

ウェブやスマホで、簡単な質問に答えるだけで市役所内で必要な手続きが確認できる「全国自治体おくやみ手続きナビ」もご活用ください。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/47215>



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

南城市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様になんらかのお役に立てば幸いです。

南城市役所 098-917-5309（代表）

事前準備について

南城市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3

各種手続きの問い合わせについて

各種手続きについて、ご不明な点などがございましたら担当課へお問い合わせください。

STEP 4

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 5

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、南城市役所へお越しください。



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）

☐ 認印（※相続人代表及び喪主）

☐ 預貯金通帳、銀行届出印

（※相続人代表及び喪主、年金請求者、火葬場使用料金の納入者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

☐ 年金証書（無い場合はお申し出ください）

☐ 国民健康保険・後期高齢者医療保険の資格確認書または被保険者証

※世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書または被保険者証

※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）

※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。詳しくは8、9ページ

・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）

☐ 介護保険被保険者証

☐ 南城市重度心身障害者（児）医療費助成受給資格者証

☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

☐ 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療受給者証、年金手帳（基礎年金番号通知書）、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



遺族が役所内で必要な 手続きをまとめて抽出

STEP 1

読み込んで

STEP 3 抽出



10:15

全国自治体おくやみ手続きナビ

1 / 15

亡くなった方の年齢について、あてはまるものを選んでください

- ☐ 亡くなった方は20歳未満であった
- ☐ 亡くなった方は20～39歳であった
- ☐ 亡くなった方は40～59歳であった
- ☐ 亡くなった方は60～64歳であった
- ☐ 亡くなった方は65～69歳であった
- ☐ 亡くなった方は70～74歳であった
- ☐ 亡くなった方は75歳以上であった



☎ 098-917-5312

身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (32 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認	(33 ページ参照)
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 (34 ページ参照)
10ヶ月以内		○遺産分割協議 (33 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告 (34 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

南城市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	P.7
	☐	印鑑登録をしていた	
保険	☐	国民健康保険に加入していた・国民健康保険の世帯主だった	P.8
	☐	後期高齢者医療保険に加入していた	P.9
年金	☐	国民年金・厚生年金に加入または受給していた	P.11
	☐	共済年金に加入または受給していた	
	☐	農業者年金を受給していた	
税金	☐	市税の納付が済んでいない	P.12
	☐	市税(市県民税、固定資産税など)が課税されていた	P.13
	☐	土地や家屋を所有していた(所有権移転登記が済んでいない)	P.14
	☐	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.15
介護保険	☐	65歳以上または介護認定を受けていた	P.16
福祉(障がい)	☐	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.17
	☐	障害児福祉手当を受給していた	
	☐	特別障害者手当を受給していた	
	☐	福祉手当を受給されていた	P.18
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	P.19

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉 (障がい)	☐	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.20
	☐	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)	P.21
	☐	重度心身障害者(児)医療費の助成を受けていた	P.22
	☐	児童通所施設を利用していた	
	☐	障害福祉サービスを利用していた	P.23
	☐	地域生活支援サービスを利用していた	
子ども	☐	児童手当を受給していた	P.24
	☐	児童扶養手当を受給していた	
	☐	子ども医療費助成受給資格者証を交付されていた	P.25
	☐	ひとり親家庭等医療費助成を受けていた	
	☐	親権者がなくなった未成年者	
上下 水道	☐	上下水道を使用していた	P.26
その他	☐	家財整理をしたい	P.27
	☐	市営住宅に入居していた	P.28
	☐	犬を飼っていた	

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返却を希望される場合

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。	なし
相続手続きなどに必要な場合があるため、手続き終了後に返却またはハサミを入れて破棄してください。	手続き可能な人
※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返却後確認していただくことができなくなります。 <u>すべてのお手続きが完了してからご返却いただくか、番号を控えておくことをお勧めします。</u>	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方のマイナンバーカード、個人番号通知カード ☐ 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民課 ☎ 098-917-5312

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。	なし
同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課 ☎ 098-917-5312

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた・国民健康保険の世帯主だった

手続き① 資格喪失・変更の届出 資格確認書などの返却

手続き詳細	期 限
被保険者または世帯主が亡くなった場合は、国民健康保険の資格喪失・変更の届出が必要です。また、不正使用を防ぐために資格確認書または被保険者証を回収します。	資格喪失後 14 日以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなった方の国民健康保険資格確認書または被保険者証 ☐ 世帯主が亡くなった場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書または被保険者証	国保年金課 ☎ 098-917-5327

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方に葬祭費（30,000円）が支給されます。 ※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3ヶ月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2 年以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 火葬場領収書に記載されている納入者の通帳 ☐ 葬祭執行を証明する書類（火葬場領収書） ☐ 手続き者の本人確認書類	国保年金課 ☎ 098-917-5327

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	お知らせのハガキに記載の 日付から 2 年以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 預金通帳（相続人のもの） ☐ 誓約書（国保年金課から郵送されるもの） ☐ 高額療養費支給申請のお知らせハガキ（国保年金課から郵送されるもの） ☐ 手続き者の本人確認書類	どなたでも可 問い合わせ先 国保年金課 ☎ 098-917-5327

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 資格確認書などの返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために資格確認書または被保険者証を回収します。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の後期高齢者医療保険資格確認書または被保険者証	国保年金課 ☎ 098-917-5327

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（20,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2 年以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 火葬場領収書に記載されている納入者の通帳 ☐ 葬祭執行を証明する書類（火葬場領収書または火葬許可証）	国保年金課 ☎ 098-917-5327

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	お知らせのハガキに記載の 日付から 2 年以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 預金通帳など（相続人のもの）	国保年金課 ☎ 098-917-5327

手続き④ 相続人による送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。 なお、既に送付先変更届を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて同届を提出する必要はございません。 <u>※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ送付先変更届を郵送でお送りします。</u>	約 2 週間以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 相続人であることがわかる書類 手続き者の本人確認書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写しなど 指定相続人の場合：遺言書の写しなど	どなたでも可
	問い合わせ先 国保年金課 ☎ 098-917-5327

MEMO

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入または受給していた 厚生年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なりますので、窓口までお越しください。	—
必要なもの	手続き可能な人 ご遺族の方
☐ 年金証書（無い場合はお申し出ください）	問い合わせ先 国保年金課 ☎ 098-917-5327

共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。	—
必要なもの	手続き可能な人 —
各共済組合にてご確認ください	問い合わせ先 各共済組合

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられた場合、「農業者年金死亡関係届出書」の提出が必要です。 死亡に関する届出が、未支給年金による場合で提出書類が異なりますので、事前にお近くのＪＡへお問い合わせください。	死亡後速やかに
必要なもの	手続き可能な人 ご遺族の方
☐ 農業者年金証書 ☐ 受給権者の死亡日を明らかにすることができる戸籍、住民票の写しまたは死亡日に関する市区町村長の証明書など ※事前に必要書類は確認が必要です。	
問い合わせ先	
農業委員会事務局 ☎098-917-5359 ＪＡおきなわ 南城支店 ☎098-945-2157 ＪＡおきなわ 玉城支店 ☎098-948-7121 ＪＡおきなわ 佐敷支店 ☎098-947-6314	

4. 税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 納税通知書	税務課 ☎ 098-917-5328 国保年金課 ☎ 098-917-5327

手続き② 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）を利用されていた場合は、金融機関にて口座振替の停止手続きが必要になります。口座振替の利用が不明の場合は、窓口へご確認ください。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 納税通知書	各金融機関 税務課 ☎ 098-917-5328 国保年金課 ☎ 098-917-5327

MEMO

4. 税金に関する手続き

市税（市県民税、固定資産税など）が課税されていた

手続き 「市税相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書」の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市税（市県民税、固定資産税など）が課税されている場合、市税の納税通知書や還付に関する書類などは、相続人の代表者に送付させていただくことになります。	相当な期間（概ね1ヶ月）
相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「市税相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書」に必要事項を記入し、ご提出ください。	
※相当の期間内に「市税相続人代表者指定届兼固定資産税現所有者申告書」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
—	税務課 ☎ 098-917-5328

MEMO

土地や家屋を所有していた（所有権移転登記が済んでいない）

手続き①

法務局での所有権移転登記

※2024年4月1日から相続登記が義務化されました。P38参照

手続き詳細	期 限
※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。	速やかに
	手続き可能な人
	那覇地方法務局へご確認ください。
必要なもの	問い合わせ先
☐ 那覇地方法務局へお問い合わせください。	管轄の法務局 那覇地方法務局 ☎ 098-854-7950

※「農地」を相続した場合、所有権移転登記が完了した後、農業委員会へ「農地相続届出（農地法第3条の3第1項の規定による届け出書）」の提出が必要です（詳しくは農業委員会HPをご確認ください）。

手続き②

未登記家屋の名義変更

手続き詳細	期 限
法務局で登記されていない未登記家屋の名義変更は税務課で手続きをお願いします。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 必要書類については、税務課までご連絡ください。	税務課 ☎ 098-917-5328

MEMO

4. 税金に関する手続き

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。	亡くなられた日から 30日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書 ☐ 手続き者の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など） ☐ 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの委任状	①相続人 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	税務課 ☎ 098-917-5328

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 標識交付証明書 ☐ 手続き者の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など） ☐ 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの委任状	①相続人 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	税務課 ☎ 098-917-5328

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 介護保険資格喪失届 証書の返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険資格喪失届の提出が必要となります。また、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証をお持ちの方は返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証 (交付されていた方) ☐ 介護保険負担限度額認定証 (交付されていた方) ※上記をお持ちでなくても手続き可能です。	生きがい推進課 ☎ 098-917-5341

MEMO

6. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	生きがい推進課 ☎ 098-917-5341

障害児福祉手当を受給していた

手続き ・ 障害児福祉手当死亡届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡診断書の写し、戸籍抄本（いずれか一つ） ☐ 印鑑 ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	生きがい推進課 ☎ 098-917-5341

特別障害者手当を受給していた

手続き ・ 特別障害者手当死亡届の提出 (未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡診断書の写し、戸籍抄本（いずれか一つ） ☐ 印鑑 ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	生きがい推進課 ☎ 098-917-5341

福祉手当を受給されていた

手続き

- ・ 福祉手当死亡届の提出
(未払い分がある場合は未支払福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡診断書の写し、戸籍抄本（いずれか一つ） ☐ 印鑑 ☐ 未払い分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	生きがい推進課 ☎ 098-917-5341

MEMO

6. 福祉（障がい）に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出
(未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、受給)
(資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人 ご家族の方
☐ 手続きを行う人の本人確認書類 ☐ 未払い分がある場合は、支給対象障害児の振込口座の通帳写し ☐ 受給資格が継続する場合は、認定請求者及び対象児童の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し ☐ 認定請求者及び対象児童のマイナンバーがわかるもの。また、扶養義務者に該当する方がいる場合にはその方のマイナンバーがわかるもの。	問い合わせ先 こども相談課 ☎ 098-917-5212

【児童が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人 児童の保護者
☐ 手続きを行う人の本人確認書類	問い合わせ先 こども相談課 ☎ 098-917-5212

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	生きがい推進課 ☎ 098-917-5341

MEMO

6. 福祉（障がい）に関する手続き

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方（加入者）が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金給付請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方（加入者）が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 年金を受給する方または、年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の死亡診断書 ☐ 亡くなられた方の除住民票 ☐ 年金を受給する方の住民票 ☐ 年金を受給する方の振込口座のわかるもの	生きがい推進課 ☎ 098-917-5341

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金給付請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方（加入者）の生存中に年金受給予定者が亡くなられた場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。	速やかに
	手続き可能な人 年金加入者または、年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の除住民票 ☐ 掛金を支払っていた方の住民票 ☐ 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの	生きがい推進課 ☎ 098-917-5341

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期 限
年金受給者が亡くなられた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となりますので手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 指定相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の除住民票	生きがい推進課 ☎ 098-917-5341

重度心身障害者（児）医療費の助成を受けていた

手続き

重度心身障害者（児）医療費助成受給資格者証の返却及び、資格喪失届、相続人指定届、口座振替（銀行振込）の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障害者（児）医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の重度心身障害者（児）医療費助成受給資格者証 ☐ 未請求分の医療費領収書 ☐ 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	生きがい推進課 ☎ 098-917-5341

児童通所施設を利用していた

手続き

通所受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 通所受給者証	生きがい推進課 ☎ 098-917-5341

MEMO

6. 福祉（障がい）に関する手続き

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	生きがい推進課 ☎ 098-917-5341

地域生活支援サービスを利用していた

手続き 地域生活支援サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が地域生活支援サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の地域生活支援サービス受給者証	生きがい推進課 ☎ 098-917-5341

MEMO

7. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなった場合、未支払いの児童手当の請求、受給者変更の手続きが必要となります。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
【未支払いの児童手当の請求について】 ☐ 受給対象児童名義の通帳またはキャッシュカード ※受給年度の1月1日に、お子様が海外にお住まいであった場合、別途、お子様の戸籍の附票が必要となります。	受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方
【受給者変更について】 新たに受給者となる方の ☐ 医療保険の資格確認書など ☐ 金融機関の通帳またはキャッシュカード ☐ 本人確認書類	問い合わせ先 こども相談課 ☎ 098-917-5212

児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者死亡届提出 児童扶養手当証書の返納

手続き詳細	期 限
受給者または対象児童が亡くなった場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当がある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。	死亡日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 手続きを行う人の本人確認書類 ☐ 亡くなった方の児童扶養手当証書	【児童が亡くなった場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなった場合】 ご家族の方
	問い合わせ先
	こども相談課 ☎ 098-917-5212

7. 子どもに関する手続き

子ども医療費助成金受給資格者証を交付されていた

手続き 受給資格者証の返納、返納届提出の手続き

手続き詳細	期 限
子ども医療費助成金受給資格者証を交付していた児童が亡くなった場合、その児童の受給資格者証は死亡日をもって使用できなくなりますので、返納してください。	なし
	手続き可能な人
	児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 児童の子ども医療費助成金受給資格者証	こども相談課 ☎ 098-917-5212

ひとり親家庭等医療費助成を受けていた

手続き ひとり親家庭等医療費受給者証の返納、喪失届提出の手続き

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費助成を受けていた方が亡くなった場合、その受給者証は死亡日をもって失効となりますので、お手続きください。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	【児童が亡くなった場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなった場合】 ご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなった方のひとり親家庭等医療費受給者証 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類	こども相談課 ☎ 098-917-5212

親権者がいなくなった未成年者

手続き 未成年後見人選任の手続き

手続き詳細	期 限
親権者の死亡などのため未成年者に対し親権を行う者がいない場合に、家庭裁判所に申立てし、未成年後見人を選任。	
	手続き可能な人
	未成年者の親族、未成年者本人、利害関係人。
必要なもの	問い合わせ先
必要書類については、家庭裁判所へご確認ください。	家庭裁判所

8. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または、閉栓手続きが必要となります。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	水道課 ☎ 098-917-5347

MEMO

9. その他の手続き

家財整理をしたい

手続き

東部環境美化センター（可燃ごみ）、島尻環境美化センター（不燃ごみ・資源ごみ・危険ごみ・粗大ごみ）

手続き詳細

東部・島尻環境美化センターへのごみの搬入の際は、ごみの発生場所（住所）の確認をしています。亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類を持参し、総合案内での手続きが必要です。

※一部、東部・島尻環境美化センターで処分できない物があります。

※ごみの発生場所（住所）が南城市外の場合は搬入できません。

※処分する際は重さによって費用が異なります。



期 限

（搬入日当日にお持ちください）

手続き可能な人

基本的にご親族の方

必要なもの

☐ 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類
（直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書など）

問い合わせ先

生活環境課
☎ 098-917-5318

MEMO

市営住宅に入居していた

手続き 市営住宅に関すること

手続き詳細	期 限
【名義人の方が亡くなられた場合】 市営住宅に入居されていた名義人が亡くなられた場合は、住宅明渡しの手続きが必要となります。また、同居する方が名義変更を希望する場合は入居承継の手続きが必要となります。（入居承継は審査が必要です） 【名義人以外の方が亡くなられた場合】 市営住宅に入居している方で名義人以外の方が亡くなられた場合は、同居人変更の手続きが必要です。	できるだけ速やかに 手続き可能な人 基本的にご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
【住宅を明け渡す場合】 ☐ 市営住宅明渡届（施設管理課で配布） 【入居承継を希望する場合】 ☐ 市営住宅入居者名義変更申請書（施設管理課で配布） ☐ 収入証明書（施設管理課で配布） ※入居承継には審査が必要となりますので、詳細については施設管理課にお問い合わせください。 【入居者の同居人が亡くなられた場合】 ☐ 市営住宅同居者異動届（施設管理課で配布）	施設管理課 ☎ 098-917-5351

犬を飼っていた

手続き 飼い主の変更手続き

手続き詳細	期 限
犬の飼い主が亡くなられたため、当該犬の飼い主が変更した場合に、飼い主の変更手続きが必要です。 （鑑札を所有している場合は、手数料不要） 	30日以内 手続き可能な人 新たな飼い主
必要なもの	問い合わせ先
☐ 犬の鑑札 ※鑑札を紛失などで持っていない場合は、生活環境課へご確認ください。	生活環境課 ☎ 098-917-5318

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	受給要件があります。年金事務所へお問い合わせください。 【手続き先】 年金事務所

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。

なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 那覇税務署 ☎ 098-867-3101
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業など届出書	1 ヶ月以内	
給与支払事務所などの開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年 3 月 15 日まで	

改葬の手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。

・受入証明書 ・永代使用許可書

2 埋葬証明証を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。

▼必要書類

改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書

▼提出先（受取先）

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

4 遺骨を取り出し（魂抜き）

住職などにお経を上げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

※許可証の発行には1週間程度の期間を要しますので、余裕をもって申請していただきますようお願い致します。

担当課・問い合わせ先



生活環境課

☎ 098-917-5318

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納手続き	与那原警察署 ☎ 098-945-0110 沖縄県警察運転免許センター ☎ 098-851-1000
パスポート	☐	返納手続き	沖縄県旅券センター ☎ 098-866-2775
恩給を受給していた	☐	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
国債（戦没者弔慰金）	☐	記名変更 償還金受領	償還金支払場所 または証券保険証書に 記載のある郵便局
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	☐	故人の住所地を管轄する 健康福祉センター（保健 所）へお問い合わせくだ さい。	南部保健所 ☎ 098-889-6351
被爆者健康手帳を持っている	☐		
預貯金口座など	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	☐	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	☐	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
国税	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 那覇税務署 ☎ 098-867-3101
不動産登記	☐	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	那覇地方法務局 ☎ 098-854-7952
軽四輪を所有していた	☐	名義変更または 廃車手続き	軽自動車検査協会沖縄事務所 ☎ 050-3816-3126
普通自動車及び二輪（125cc以上） のバイクを所有していた	☐	名義変更または 廃車手続き	沖縄総合事務局陸運事務所 ☎ 050-5540-2091
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK 受信料	☐		
			☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

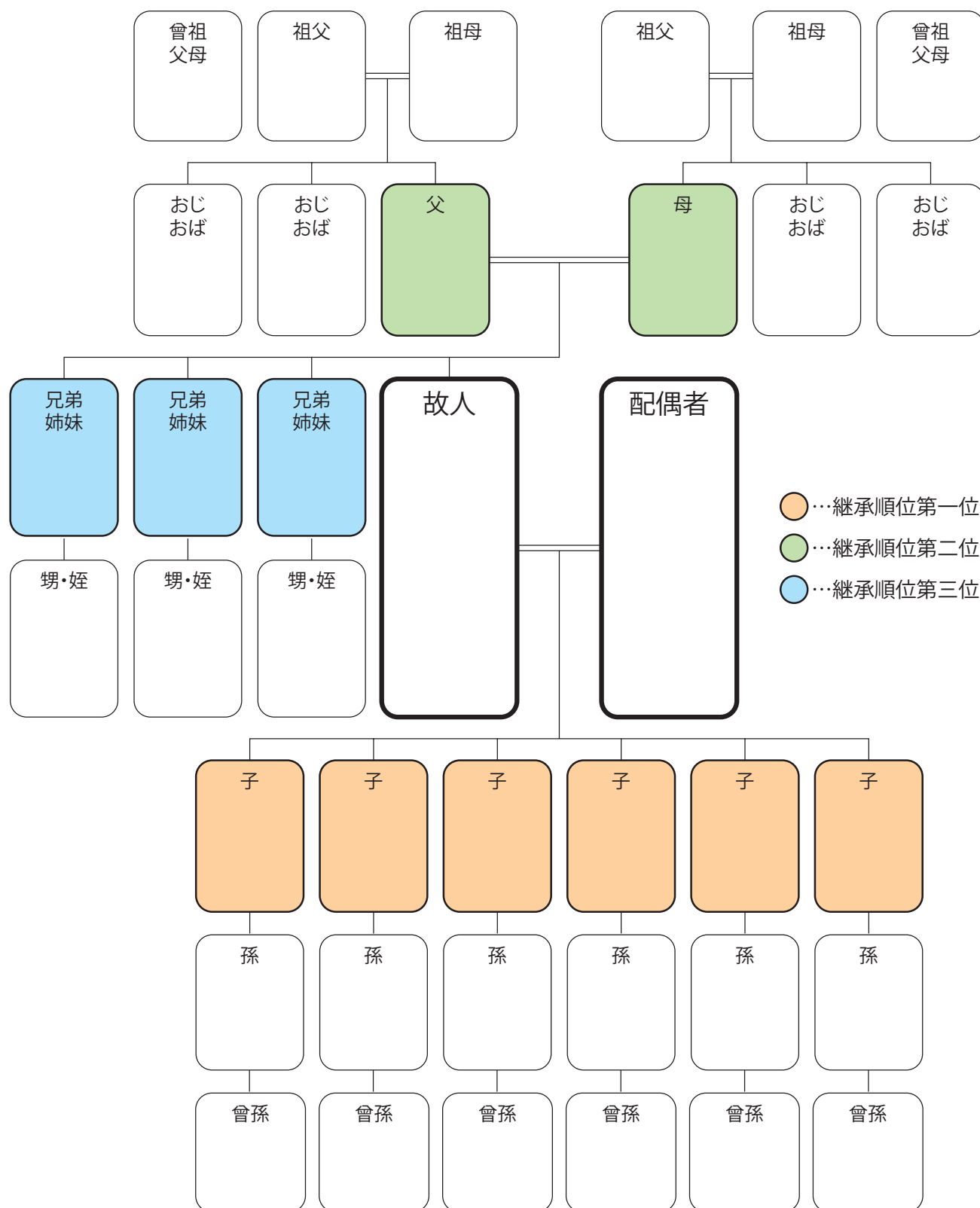
相続に関する手続きチェックリスト

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。 ※転籍などで本籍を変更している場合、一か所の市役所ではすべての戸籍を取得できない場合があります。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)	3ヶ月以内	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認		被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

MEMO

家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

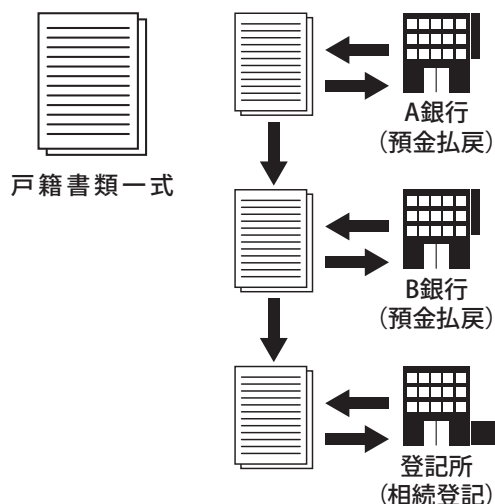
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

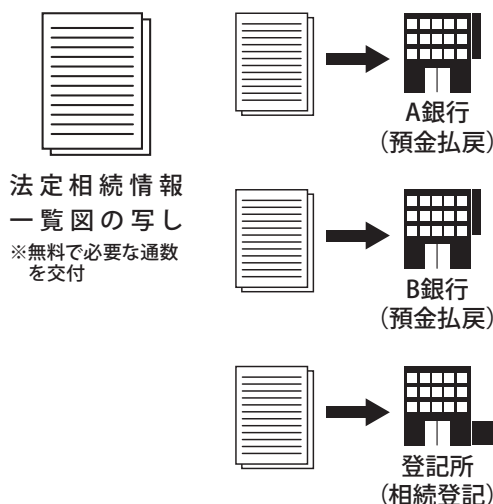
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

1. 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

相続登記はお早めに！

令和6年4月1日から 相続登記が義務化されました！

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科せられることがあります

- 相続登記について登録免許税が免税される場合があります(※) ※免税期限：令和7年3月31日
- 相続の際、遺産分割をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続は、法務局のホームページをご覧ください
- 相続・登記の専門家への相談も、ご検討ください



相続登記の義務化は令和6年4月からだけど、それ以前の相続はどうなるの？

A

相続登記の義務化は令和6年4月から始まりますが、それ以前に開始した相続でも、相続登記が済んでいなければ、義務化の対象です。必要な遺産分割を行い、早めに相続登記を行うことが、重要です。



相続登記の申請って大変じゃないの？
どのような手続をとればいいのか？

A

不動産の所有者が亡くなられた場合の登記手続は、**不動産の所在地の法務局**に申請して行います。
手続は、ケースによって必要な登記や書類が異なります。
必要な登記の種類は、法務省のホームページでも案内しています。



相続登記について、更に知りたいときは
どうすればいいの？

- 那覇地方法務局では、手続案内を行っています(予約制)

☎098(854)7952

受付時間8:30~17:15(土・日・祝日除く)

相続登記の義務化について、詳しい説明を見ることができます。

詳しい情報はここから
那覇地方法務局ホームページ



A

- 専門家に相談したい場合は、こちら

沖縄県司法書士会
総合相談センター
のご案内



☎098(867)3577

受付時間9:00~17:00

(土・日・祝日除く)

沖縄弁護士会
ホームページ
のご案内



☎098(865)3737

相談受付時間

平日10:00~15:00

(昼12:00~13:00除く)

MEMO

MEMO

MEMO

発 行 南城市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2025 年 5 月

